

三朝町告示第43号

平成21年第5回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

三朝町長 吉田 秀 光

- 1 期 日 平成21年5月26日 午前10時30分
- 2 場 所 三朝町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
  - (2) 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

---

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞	藤 井 克 孝
吉 田 文 夫	福 田 茂 樹
遠 藤 勝 太 郎	平 井 満 博
松 村 修	横 木 文 雄
知 久 馬 二 三 子	山 田 道 治
杉 原 憲 靖	香 川 和 久
岡 本 岩 夫	牧 田 武 文

---

○応招しなかった議員

吉 田 公 博

---

---

## 第 5 回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 2 6 日( 火 曜 日 )

---

### 議事日程

平成 2 1 年 5 月 2 6 日 午 前 1 0 時 3 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)
  - ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)
  - ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 4 議案第 5 6 号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 

### 出席議員( 1 4 名 )

1 番 清 水 成 眞                      2 番 藤 井 克 孝

3番	吉田文夫	4番	福田茂樹
5番	遠藤勝太郎	6番	平井満博
7番	松村修	8番	横木文雄
9番	知久馬二三子	10番	山田道治
11番	杉原憲靖	12番	香川和久
13番	岡本岩夫	15番	牧田武文

---

欠席議員（1名）

14番 吉田公博

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	遠藤英臣	主幹	山中恵子
----	------	----	------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田秀光	副町長	進木裕雅
会計管理者	大坂公孝	総務課長	高見昌利
健康福祉課長	朝倉聡		

---

午前10時45分開会

○議長（牧田武文君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第5回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員では、吉田公博議員、一身上の都合により欠席。当局はございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田武文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、知久馬二三子議員、10番、山田道治議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（牧田武文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（牧田武文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田秀光君） 報告第3号、議会の議決により、委任された事項の専決処分の報告（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）につきましては、健康保険法施行令等一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例に条項のずれが生じるため、整理が必要となったものでございます。これは、議会の議決により、委任された事項の専決処分に関するものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田武文君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成21年4月分の報告書が提出されていますので閲覧願います。

-----  
日程第4 議案第56号 から 日程第5 議案第57号

○議長（牧田武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第4、日程第5の2件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第4、日程第5まで、すなわち議案第56号、議案第57号の2件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田秀光君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、議案第56号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、最近の景気の動向を反映し、民間企業の夏季一時金の大幅な減少が見込まれることから、人事院が臨時の勧告を行いましたので、勧告に準拠し、職員の本年6月期の期末・勤勉手当基礎額に乗ずる支給割合を一部凍結するよう所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第57号、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につきましては、民間の労働時間と均衡させるべきものとの考えで、公務員の勤務時間を短縮するよう人事院の勧告がなされ、県をはじめ、大半の市町村で実施されている状況を踏まえ、本町におきましても人事院の勧告通り実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、提案いたしました2件の議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議のうえ、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田武文君） 続いて、各議案について、細部説明を求めます。議案第56号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第57号、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、高見総務課長。

○総務課長（高見昌利君） 議案第56号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、先方、町長の提案説明がございましたように、景気の急速な悪化に伴い、民間では一時金の大幅な減額が予想されることから、可能な限り民間の状況を反映させるため、人事院の臨時勧告が行われました。これを受けまして人事院の勧告を尊重しております

本町におきましては、この勧告どおりに実施しようというものでございます。改正の内容でございまして、本年6月期の期末勤勉手当の支給月数を0.2月減率するという措置を講ずるものでございます。なお、この条例改正と併せまして、予算の補正につきましてもセットで御提案させていただくのが本来の姿だというふうに考えますが、人事院の今回凍結という臨時的措置となっておりますので、人事院の勧告後に予算につきましても調整をさせていただくことといたしましたので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、議案第57号、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につきましても、昨年的人事院勧告で、本年の4月1日から実施ということで勧告をされました。本町の場合4月1日の実施を見送ったわけでございますが、県内の状況、あるいは窓口の利用状況等勘案してその実施時期を決めていこうという考え方でございました。それらの状況が見えてきましたので、勧告どおり勤務時間の短縮を行おうとするものでございます。勤務時間の短縮の内容でございますが、勤務時間を15分間短縮するというものでございます。併せまして、庁舎の開閉時間を8時30分から5時30分を、5時15分に変更することとなります。実施時期につきましては、6月の一ヶ月間を周知期間として、7月1日から実施というふうなことで考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（牧田武文君） これより質疑には入りません。質疑は議事の都合上、一件ごとに議案の順をおってすることといたします。

○議長（牧田武文君） 議案第56号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。  
討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧田武文君） 議案第57号、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改

正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成21年第5回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

---